

○ 証明交付・閲覧申請の留意点

1 窓口に来られた方(申請者)は、次のいずれかの書類を窓口で提示してください。

- (1) Aの書類のうち1種類
- (2) Bの書類のうち2種類
- (3) Bの書類のうち1種類かつCの書類のうち1種類
※Cの書類から2種類は不可です。

A. 官公署が発行した顔写真付の本人確認書類

運転免許証、パスポート(旅券)、マイナンバーカード(個人番号カード)、身体障害者手帳、住民基本台帳カード(顔写真付)、宅地建物取引士証など

B. Aに含まれない官公署が発行した本人確認書類、社会保険の被保険者証等

健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、住民基本台帳カード(顔写真なし)、川崎市税の納税通知書など

C. A・Bに含まれない特定の本人名義の書類

法人が発行した本人確認書類(社員証等)、学生証、金融機関のキャッシュカード、クレジットカード、国税又は地方税(川崎市税を除く)の納税通知書など

- * 窓口に来られた方が家族や代理人の場合にも、上記の書類を提示してください。
- * 必要に応じて、御本人であることを確認するための質問をさせていただくことがあります。

2 本人に代わって代理人が申請される場合は、上記の書類のほかに委任状(又は代理人
理人選任届)が必要となりますが、同居の親族が申請される場合は必要ありません。

3 次の証明・閲覧は、別の申請用紙ですので、窓口でお申出ください。

- (1) 市民税・県民税、法人市民税、軽自動車税(種別割)の証明
- (2) 固定資産税関係の証明・閲覧で、借地人・借家人等の方が申請する場合